

全社民発第 20 号
令和 4 年 4 月 14 日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会 長 清 家 篤

コロナ禍による生活困窮者に対する給付金の支給に関する緊急要望

社会福祉協議会(以下、「社協」)は、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等特例貸付」(以下、「特例貸付」)を、8 回の受付期間の延長により、2 年以上にわたり実施してきました。その結果、4 月 2 日現在、貸付申請件数 327 万件、貸付申請額は 1 兆 4、000 億円を超える未曾有の規模となっています。

一方で、特例貸付では迅速な貸付を優先することが求められたことから、結果的に、償還が困難な方々が、最大 200 万円の負債を抱えることで生活再建が厳しい状況となっており、特例貸付を続けることで、そのような方々をさらに増やすこととなります。なお、過去の東日本大震災等の特例貸付においても、現在まで償還ができない借受人が多数います。

政府において今月中に策定される「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」においては、今後の生活困窮者の支援は生活再建を重視して、各種給付金の支給や生活保護の弾力運用等を基本とするとともに、特例貸付は 6 月末までの受付とし、その後は、現下の状況で積み上がった生活課題に中長期的に取り組むために、相談支援と一体的に行う本来の貸付に移行し、相談支援体制を強化する必要があります。つきましては、下記のとおり緊急要望します。

記

- 6 月末までの特例貸付に替わる給付金制度の創設とともに、生活困窮者自立支援金※の給付要件を緩和する等、給付による支援策を拡充し、生活保護の弾力運用の徹底や雇用対策との連携等により総合的な支援策を講じてください。

※2 月末現在で 17 万件ほどの支給決定件数(再支給分含む)に止まる